

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	汚染土壌処理業の許可		
根拠法令及び条項	土壤汚染対策法第22条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法第 22 条第 1 項 ・土壤汚染対策法第 25 条 <p>以上は、別紙のとおり</p>		
	処分基準 設定年月日	平成26年12月19 日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	環境部 環境保全課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

土壤汚染対策法

第二十二条 汚染土壌の処理(当該要措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第二十二条第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。)又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。